

中川運河再生ファンド 民間まちづくり事業  
令和 7 年度

# 募 集 要 項

公益財団法人名古屋まちづくり公社(以下「当社」といいます。)は、「中川運河再生計画」に位置づけるにぎわいゾーンの再生イメージである「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成に寄与する民間まちづくり事業への助成を行います。

この民間まちづくり事業は、名古屋市が寄附募集する「中川運河再生計画」の趣旨に賛同された団体・個人からの寄附を原資として、当社が管理運用する中川運河再生ファンドを活用しています。

## 中川運河にぎわいゾーンと中川運河再生計画

中川運河「にぎわいゾーン」は、平成24年10月に名古屋市と名古屋港管理組合が策定した「中川運河再生計画」に位置付けられており、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたいくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成をめざしています。

「中川運河再生計画」は、計画策定当初の再生構想を継承し、令和5年10月に計画を更新しました。  
詳しくは、「中川運河再生計画」で検索、又は下記より名古屋市ホームページをご覧ください。

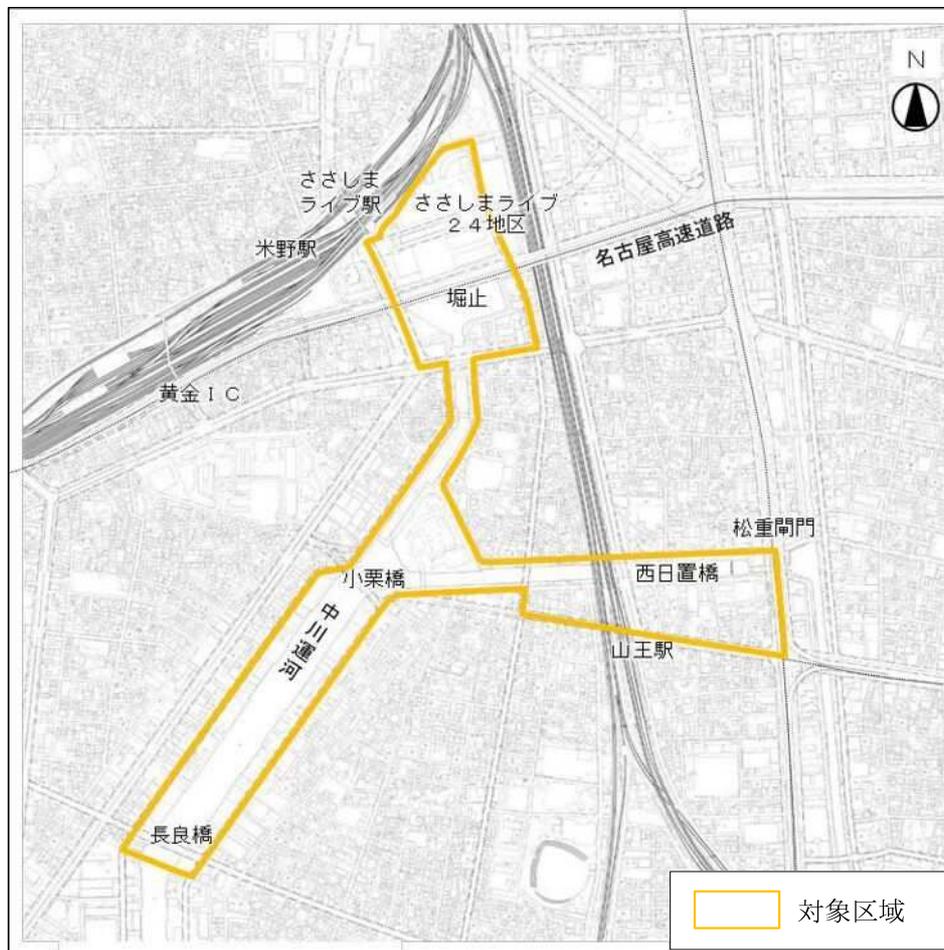


「中川運河再生計画」はコチラ

# 1. 助成対象について

## 1 対象区域

対象区域は中川運河にぎわいゾーン地区のまちなかウォークアブル区域(水面を含む。)とします。



※対象区域内の使用できる場所等について、「使用できる条件・制約事項・使用料・予約方法」が、管理者ごとに異なります。実施場所が利用可能かどうかについては、申請者が応募の前に管理者に事前に相談し、確認をしてください。使用のための書類提出について、当社が申請を代行することはありません。

※使用しようとしている場所及び施設が都市利便増進協定<sup>1</sup>を締結できる場所及び施設であることを、あらかじめ、関係者がある場合には当該関係者と協議し、承認を得たうえで応募してください。

※対象区域(陸上及び中川運河水面を含む)において、工事及び立ち入り制限が行われる場合があります。

## 2 対象事業

助成対象となる民間まちづくり事業は、対象区域内で行うもので、中川運河の再生に資する都市利便増進協定等に基づく、以下に掲げる事業及び当該事業と一体となるソフト事業(人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。)とします。なお、本助成の対象事業として建物の新築又は増改築を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、国土交通省が定める省エネルギー

<sup>1</sup> 都市利便増進協定(都市再生特別措置法第74条)、都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法第73条)、低未利用土地利用促進協定(都市再生特別措置法第80条の3)及び立地誘導促進施設協定(都市再生特別措置法109条の4)で、市長が認定又は認可したものをいいます。

基準に適合した建物であることを要件とします。また、当該基準への適合については建築確認申請書類、省エネ適合性判定通知書その他これに類する書類により確認できるものとします。

- ・中川運河「にぎわいゾーン」の景観や施設の整備による中川運河「にぎわいゾーン」の居心地の良さの向上に資する事業
- ・更地においてにぎわい施設の整備を行う事業
- ・既存倉庫をにぎわい施設へ転換する事業
- ・中川運河「にぎわいゾーン」の水面、沿岸等を活用したにぎわいを創出する事業
- ・その他、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上に資する事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1)特定の個人・団体のみが利用するもの又は利益を受けるもの
- (2)もっぱら営利を目的とするもの
- (3)宗教、政治又は選挙活動を目的とするもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の利益となるようなもの
- (6)地方自治法の規定による手続きによって、公の施設の指定管理者が行うとされた指定管理事業に含まれるもの

### 3 応募できる方

対象事業を行う対象区域内の土地所有者等<sup>2</sup>又は土地所有者等の承認を得て土地所有者等の土地若しくは建物を活用する者であって、次の各号に該当する方が応募できます(法人格の有無は不問です)。

- (1)団体にあつては会計経理が明確であること
- (2)団体の代表者又は個人が18歳以上であること
- (3)対象事業を行うこと

ただし、次のいずれかに該当する者(団体を含む)は除きます。

- (ア)宗教、政治を目的として活動を行う者
- (イ)暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (ウ)国税又は市税の滞納がある者
- (エ)行政機関
- (オ)法令遵守に問題の認められた者

### 4 対象となる事業の実施期間

最初の交付決定年度を含めて連続する最大3年以内(令和10年度が最終年度)を実施期間とすることができます。なお、都市利便増進協定等の有効期間を超える期間は除きます。

(例)

最初の交付決定年度	最大助成対象期間
令和8年度	令和8～10年度 <sup>3</sup>

<sup>2</sup> 土地の所有者若しくは借地権等を有する者又は当該区域内の建築物の所有者をいいます。

<sup>3</sup> 助成金の交付決定時に最大助成対象期間(令和11年2月)の末日を交付決定条件として付します。

## 2. 助成内容について

### 1 助成金額

#### ●助成金額 令和7年度全体で最大7,000万円

予算の範囲内において、助成対象経費の事業費総額又は7,000万円のうち、いずれか少ない額を上限に助成します。

複数年度にわたって助成を受ける場合は、交付金額の合計額が、最大で7,000万円までとなります。

#### (留意事項)

・審査委員会による審査等により、減額となる場合があります。

※応募は、1提案のみ可能です。

### 2 助成対象経費

対象事業に関する最初の交付決定があった日以後に着手する対象事業の目的を達成するために直接必要な以下に掲げる経費のうち、最初の交付決定年度を含めて連続する最大3年間(最終年度令和10年度)の費用を対象とします(ただし、年度ごとに交付申請が必要となります。)。なお、都市利便増進協定等の有効期間を超える期間は除きます。

	項目	内訳(例示)
助成対象	ハード事業に係る経費	設計監理費、工事請負費
	前項の整備と一体となるソフト事業 <sup>4</sup> に係る経費	企画費、調査費、広報費、消耗品購入費、什器・備品等購入費
助成対象外	○団体の経常的な活用に要する費用 ○土地、建物等の不動産取得費 ○接待・交際費 ○有料配布するグッズ・パンフレット等作成経費 ○飲食に係る経費 ○レセプション・パーティー、打ち上げに係る費用 ○個人又は団体の資産となりうる備品の購入費(例:楽器、音響機材、OA機器、工具、書籍等) ○金券の購入に係る経費	

※助成対象経費に計上できるのは、全て領収書で確認できるものに限りです。

※助成対象経費は、華美・過大とならない経費とします。

※助成対象経費を充てた建物、機械器具及びその他財産は、交付決定年度の翌年度から10年間は処分を禁じられます。ただし、やむを得ない事情によるもの当社が認める場合はこの限りではありません。

※1品2万円を超える物品の購入は、レンタル、リースによることが不可能であり、対象事業の実施に欠くことができないものに関して、事前に購入の相談があり、許可が出たもののみを対象とします。なお、購入の許可が出た物品においては、交付決定年度の翌年度から10年間は処分が禁じられます。ただし、やむを得ない事情によるものと当社が認める場合はこの限りではありません。

※助成対象経費には、国、県、市又はその外郭団体から重複して助成を受けられません。

<sup>4</sup> 整備した都市利便増進施設等を活用したイベント活動及び当該施設等の運営管理(人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。)をいいます。

### 3 入場料や参加費等の徴収について

本助成事業をより充実・拡大することを目的に、ソフト事業において、1人あたりの入場料、参加費が**2千円以内の金額**であれば徴収可能とします。その場合、総事業費のうち、助成対象経費から入場料や参加費等を差引いた金額の範囲内で助成をします。

※1人あたりの入場料等が2千円を越すものは、興業とみなし本助成の対象外とします。

### 4 助成金の交付と前払金について

原則、事業終了後の後払いとし、領収書の写し等の提出により請求できます。

ただし、希望する場合は、助成金額の一部として前払金及び中間払金(以下「前払金等」といいます)を請求できます。

前払金等は、次の①及び②を請求することができます。

#### ①前払金

助成対象経費のうち交付決定した助成金額の2割を限度とした額を、事業の開始前に請求することができます。

#### ②中間払金

実際にかかった助成対象経費について、事業途中において中間払金の請求ができます。金額は、前払金と合わせて助成金額の6割を限度とします。

※事業実施後は、最終的な収支に基づいて助成金額を確定し、前払金等で支払った金額との差額分が支払われます。なお、確定する助成金額の方が、前払金等で支払った金額より少なかった場合は、差額分を返還していただきます。

※前払金等の交付を受けた後においても、「4. 助成の取り消し及び助成金の返還について」に該当する場合には、既に交付した前払金等の全部又は一部について返還を求めることがあります。

### 3. 応募・審査について

#### 1 手続きの流れ

項目	時期	備考
事前相談	令和8年1月 23 日以降随時	事前相談は必須ではありませんが、可能な限り応募前にご相談ください
応募の締切 申請書等の提出(郵送のみ)	令和8年3月18日 当日消印有効	様式は当社ウェブサイトからダウンロードできます
審査委員会	令和8年3月24日	外部有識者による審査委員会を開催し、それを受けて、当社として助成候補者を決定します
助成対象者の決定	令和8年4月	名古屋市の助成候補者の承認後決定します
助成金交付申請手続き	令和8年4月頃～令和9年3月	助成対象者として決定した方が、名古屋市と都市利便増進協定等の協議が整った後に個別にご案内します
事業実施	最初の交付決定年度を含む最大3年以内	令和10年度が最終年度

#### 2 応募書類、事前相談及び応募方法

次の書類を、当社に提出してください(郵送のみ)。

- (1)助成申請書(第1号様式) ※添付書類が別途必要になりますので内容ご確認ください。
- (2)事業提案書(第2号様式)
- (3)自由様式 ※企画書、実績、履歴など補足資料としてA4サイズ5枚(両面可)まで添付可

※(1)、(2)については、当社ウェブサイトからダウンロードして作成してください。

※(1)～(3)について、正本を1部、副本を5部、綴じないで提出してください。(ファイル・ホチキス止め不要)

※応募書類等は、審査のための重要な資料です。締切日以降の書類の差替えは受け付けません。

※提出された応募書類は返却しません。必ず写しを取り保管してください。

#### <締切及び事前相談窓口>

締切：令和8年3月18日 当日消印有効

窓口：月曜日～金曜日(祝日除く) 10時～17時(12時～13時を除く)

※事前相談にあたっては、下記問合せに予めご連絡いただき予約をお願いします。

場所：公益財団法人名古屋まちづくり公社本社(NUP・フジサワ丸の内ビル 5F)

及び 総務部 経営企画室

郵送先 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

※ZOOMによるウェブ相談も可能です。下記問合せに予めご連絡ください。

問合せ：052-222-2314

E-mail：kikaku-jimu@nup.or.jp

※書類の不備等による修正を見越し、余裕を持った期日での提出をお願いします。

※申請書の書き方など不明な点の事前相談は、営業時間中、電話又は窓口で随時可能です。

### 3 審査

審査委員会にて審査を行い、それを受けて当社が助成候補者を決定します。当社による助成候補者の決定後、名古屋市に助成候補者及び助成候補者が行う事業について報告を行います。名古屋市による確認の結果、承認された場合は、助成対象者として決定し、その旨通知します。その後、名古屋市と都市利便増進協定等の協議が整った後に、助成金交付申請手続きを案内します。なお、名古屋市から助成対象者として承認されない場合及び名古屋市と都市利便増進協定等の協議が整わない場合は、助成手続きを終了し、その旨通知します。

#### ① 審査方法

応募書類による審査。ただし、必要に応じて審査委員会で応募者からヒアリングを行います。

#### ② 審査基準

評価視点		内 容
視点1	適合性	・中川運河にぎわいゾーンの目指す姿(別図)※の実現に資する事業であるか。 ・都市利便増進協定等に基づく景観向上・にぎわい創出事業であるか。
視点2	公益性	・中川運河にぎわいゾーンの再生に寄与する事業であるか。 ・不特定多数の者の利益に資する事業であるか。
視点3	地域性	・地域の特性及び資源を活かした事業であるか。 ・地域課題の解決に寄与する事業であるか。
視点4	必要性	・中川運河にぎわいゾーンの再生に必要な事業であるか。 ・まちの活性化や魅力づくりのために意義のある事業であるか。
視点5	先導性・発展性	・まちづくり活動として新しい取り組みが見られる事業であるか。 ・エリア内外への波及効果・活動拡大が期待できる事業であるか。
視点6	実現性・継続性	・事業計画(内容・スケジュール・収支計・運営体制)が具体的かつ現実的で、持続可能なものであるか。 ・申請者の実績、実施体制及び財務状況が当該事業を適切に実施できるものとなっているか。 ・関係者との調整・合意形成の見込みが十分であるか。

※別添「にぎわいゾーンの目指す姿について」参照

#### ③ 中川運河再生ファンド助成審査委員会 委員 (五十音順、敬称略)

委員名	役 職
水津 功	愛知県立芸術大学 教授
古橋 敬一	愛知学泉短期大学 講師
宮下 十有	椋山女学園大学 准教授

※公正を期するため、委員が役員等を務める団体から応募があった場合には、当該委員は当該団体の審査からは除外します。また、応募者から、審査委員に対して事前の働きかけがあった場合には失格とします。

## 4. 助成の取り消し及び助成金の返還について

次の各号に掲げる事由が、交付決定年度の翌年度から起算して10年以内に生じた場合は、当社は助成決定の一部又は全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部について、期限を定めて返還していただく場合があります。

- (1)応募できる方に該当しないと判明した場合
- (2)提出された申請書、実績報告書、領収書その他の提出書類の内容が虚偽であった場合
- (3)助成対象者が法令又は本募集要項若しくは助成金交付決定の条件に違反する行為を行った場合
- (4)助成の対象となる事業を実施しないとき、又は実施する見込みがないと認められる場合
- (5)助成対象事業を中止し、又は終了した場合
- (6)助成対象者が破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに準ずる法的整理手続に入った場合
- (7)助成対象者が解散、事業廃止その他これに準ずる事由により、助成対象事業の継続が困難であると認められる場合
- (8)その他、当社が助成金の交付を不相当と認めた場合

返還を求める助成金の額については、助成対象事業の実施状況、助成金の使途、事業成果等を勘案し、未実施又は未達成部分に相当する金額を基本として算定します。

なお、助成金の交付を受けた後であっても、本項に基づく助成決定の取消し及び助成金の返還義務を免れるものではありません。

### ■留意事項

- ①応募書類の差し替え又は再提出は認めません。
- ②応募の内容については、当社がやむを得ないと認めた場合を除き、変更することはできません。
- ③本助成に応募のあった事業の内容及び結果等については、当社及び名古屋市において、ホームページやパンフレット等で公表できるものとします。
- ④対象事業の状況及び地域のまちづくりへの効果等について、資料の提出又は報告を求めることがあります。
- ⑤本助成事業は資金の範囲内で実施するため、募集の期間内であっても、募集を打ち切る場合があります。
- ⑥助成対象者は、破産、解散、事業廃止、又は助成対象事業の中止若しくは終了が生じた場合には、速やかにその旨を当社に書面で報告しなければなりません。

### ■お問合せ先

公益財団法人名古屋まちづくり公社  
総務部 経営企画室

〒460-0002  
名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

月曜～金曜日(祝日除く)  
10時～17時(12時～13時を除く)

TEL:052-222-2314 FAX:052-222-2339  
E-mail:kikaku-jimu@nup.or.jp

## 中川運河にぎわいゾーンの目指す姿

堀止、北支線、東支線、北幹線のロケーション等を踏まえ、エリアごとに特徴を活かして変化と役割を持たせ、にぎわいゾーンの魅力の向上を図ります。

**堀止 「キャナル・ゲート」**  
～世界に誇れる水辺空間～

<主な機能>  
水辺を活かしたにぎわい施設  
交流広場や休憩施設

**東支線「キャナル・歴史・アート」**  
～歴史とアートの融合、  
文化芸術創造エリア～

<主な機能>  
松重開門等の沿川資源を活用したにぎわい  
運河と歴史資産を眺める視点場  
集約駐車場などアクセス機能  
ギャラリー・アトリエなど発信の場  
日常でアートが体感できる空間

**北支線 「キャナル・アプローチ」**  
～運河との出会い、  
期待感が生まれる導入エリア～

<主な機能>  
チャレンジショップ等の  
にぎわい施設

**「キャナル・ハブ・Y」**  
～新たな水辺のにぎわい創出～

<主な機能>  
アート活動や市民交流の  
イベントの場

**北幹線 「キャナル・ダイバーシティ」**  
～中川運河の変遷に思いを馳せるにぎわいのコアエリア～

<主な機能>  
水辺を活かしたにぎわい施設や  
倉庫など多様な施設が混在  
集約駐車場などアクセス機能

昭和初期の景観を再現した倉庫  
パーミキュラヒレッジ  
珈琲元年

中川運河リミコライン  
アートプロジェクト  
松重開門×  
ARToC10

視点場  
広見憩いの杜